

## ■ 通達・通知等

### ○ 火災予防条例(例)の一部改正について(通知)

〔平成26年1月31日 消防予第20号  
各都道府県知事、各指定都市市長あて 消防庁次長〕

消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)が公布されたこと等に伴い、「〇〇市(町・村)火災予防条例(例)」(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部を別添のとおり改正することとしました。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

第1 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関する

#### 事項

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することとしたこと。(第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条関係)

#### 第2 屋外催しに係る防火管理に関する事項

##### 1 指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならないこととしたこと。

また、指定した際に通知すること等、手続に関することを定めたこと。(第42条の2関係)

##### 2 屋外における催しの防火管理

1の指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わなければならないこととしたこと。

また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないこととしたこと。(第42条の3関係)

### 第3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防機関に届け出なければならないとしたこと。(第45条第6号関係)

### 第4 罰則に関する事項

改正後の火災予防条例(例)第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつ

た者に対し、罰則を科することとしたこと。なお、両罰規定に留意すること。(第49条、第50条関係)

### 第5 その他

この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の火災予防条例(例)第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないものとしたこと。(附則関係)

別添〔略〕

## ○改正火災予防条例(例)の運用について(通知)

〔平成26年2月7日 消防予第33号  
各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各政令指定都市消防長あて 消防予予防課長〕

標記改正火災予防条例(例)については、「火災予防条例(例)の一部改正について(平成26年1月31日付け消防予第20号)」にて示したところですが、その運用について下記のとおり通知します。

東京消防庁・各政令指定都市消防長におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

第1 対象火気器具等の取扱いの基準(第18条第1項第9号の2(第19条から第22条において準用する場合を含む。)関係)

#### 1 趣旨

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付けたものである。

なお、この対象火気器具等の取扱いの基準は消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の2に定める条例制定基準に従い定める必要があるものである。

## 2 運用

### (1) 「多数の者の集合する催し」について

改正後の火災予防条例(例)(以下「例」という。)第18条第1項第9号の2中「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりをもつものを指すものであること。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど)は対象外であること。

### (2) 「消火器」について

ア 消火器は、初期消火を有効に行うために準備するものであることから、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に規定する消火器(同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。)のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があること。

なお、消火器の能力単位について指導する場合には、対象火気器具等の入力及び燃料種別、周囲の可燃物等の実態を踏まえ、必要な能力単位を判断されたいこと。

イ 消火器は、原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があること。

ただし、初期消火を有効に行いうる場合は、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数の対象火気器具等に対して共同して消火器を準備することも妨げられないこと。

ウ 対象火気器具等を使用する際に準備する消火器については、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食又は破損がある等不適切な消火器を準備していることが明らかになった場合には、適切な消火器を準備するよう指導を行う必要があること。

## 第2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2、第42条の3関係)

### 1 趣旨

祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち大規模なものについては、会場に多数の人が集合し、混雑が生じることで、火災発生時の消火及び避難が困難になり、被害を拡大させるおそれがある。特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、火災危険性が高まり、重大な被害を招くおそれがある。このため、こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築することを新たに義務付けるものである。

なお、本件改正は平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災の教訓を踏まえて行うものであり、対象となる催しとして、福知山花火大会(人出予想11万人)と同程度以上の規模の催しを想定している。

また、複数の者が実質的に共同して主催する催しも対象となるものと想定している。

### 2 運用

#### (1) 指定催しの指定について

ア 「大規模なものとして消防長が別に定める要件」について

例第42条の2第1項中「大規模なものとして消防長が別に定める要件」とは、指定の対象となる規模の催しであるか否かを特定するための要件であり、具体的には次のイ及びロの要件を想定していること。

なお、要件については各消防本部において告示で定めることを想定していること。

また、イの露店等の数については、本通知にかかわらず、地域の催しの実情に応じてより小さな数を定めても差し支えないものであること。

ロ 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。(公園その他の場所については、大規模な催しが開催された実績等を踏まえ、各消防本部の告示において、個別具体的に○公園、○○河川敷、○○通り等と定めることを想定している。)

イ 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

イ 「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの」について

例第42条の2第1項中「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがある」とは、多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に避難が容易にできないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、主催する者による初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する必要があること。このため、露店等の周囲において雑踏が発生しないことが明らかである場合等は該当しないものであること。

ウ 指定の方法

消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める場合には、例第42条の2第1項の規定に基づき指定催しとして指定しなければならないこと。

消防長は、指定しようとするときは、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴く機会を設ける必要があること。その際、主催者の責任、役割及び防火管理体制の趣旨について十分説明し、当該催しを主催する者に対して、理解を得ることが望ましいこと。

なお、催しを主催する者から指定の求めがあったときは、当該主催する者から意見を聞く機会を設ける必要はないこと。

消防長は指定催しの指定をしたときは、同条第3項の規定に基づき、その旨を指定催しを主催する者に対して書面をもって通知する必要があること。

と。その際は、別記様式を参考にされたいこと。

なお、指定催しの指定行為は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当するものであるが、同法第3条第3項の規定により同法第2章から第6章までの規定の適用はないものであること。

ただし、各市町村等において定めている行政手続条例の適用について留意すること。

#### エ 公示

指定催しを指定したときは、指定催しである旨を当該催しの関係者等に対して知らしめる必要があることから、例第42条の2第3項の規定に基づき公舎の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の方法により公示する必要があること。

#### (2) 屋外催しに係る防火管理

##### ア 防火担当者について

防火担当者の資格について特段の定めはないが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導する必要があること。

なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることを妨げるものではないこと。

##### イ 火災予防上必要な業務に関する計画について

例第42条の3第1項各号に掲げる事項は、平成25年8月に発生した福知山花火大会火災の教訓を踏まえ、あらかじめ計画において最低限定めしておく必要がある事項を示したものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

(ア) 第1号の規定に基づき、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定めるとともに、業務を実施する体制として業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載する必要があること。

(イ) 第2号の規定に基づき、指定催しにおける対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等を記載する必要があること。

(ウ) 第3号の規定に基づき、指定催しを主催す

る者があらかじめ把握した対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等を記載する必要があること。

(ロ) 第4号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法等を記載する必要があること。

(ハ) 第5号の規定に基づき、催しの会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じ、催しの主催者として確保する必要がある火災時の初動体制を記載する必要があること。

(ニ) 第6号の規定に基づき、第1号から第5号に規定するもののほか、計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項を記載する必要があること。

##### ウ 計画の提出

指定催しを主催する者は、火災予防上必要な業務に関する計画を作成したときは、原則として、当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に対して提出する必要があること。当該計画の提出期限は、消防機関が催しの概要を把握するとともに当該計画を事前に確認し、必要に応じて当該計画の是正を求める必要があることから、それらの事務処理期間を考慮して設定したものであること。

なお、例第42条の3第2項の「消防長が定める日」については、指定催しの火災危険性、主催する者の体制や事務負担等の実態を踏まえ、適宜判断されたいこと。

#### 第3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出(第45条関係)

例第45条第6号の規定は、祭礼、縁日、花火大踏、展示会その他の多数のものの集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、例第18条第1項第9号の2(第19条から第22条において準用する場合を含む。)の規定により消火器の準備が必要となることから、その実施状況について消防機関が事前に把握し、必要に応じて指導することがで

きるよう、当該露店等を開設する者に対して、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出ることを義務付けたものである。

#### 第4 罰則(第49条、第50条関係)

例第42条の3第1項の規定による計画は、当該催しを主催する者による火災予防の基礎となるものであ

るから、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するため、当該計画の提出義務違反について、罰則を設けるものである。

別記様式〔略〕

## ○表示マークの掲出及び使用開始日等について(通知)

〔平成26年2月12日 消防予第39号  
各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて 消防庁予防課長〕

防火対象物に係る表示制度(「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成25年10月31日付け消防予第418号消防庁次長通知)以下「次長通知」という。)における表示マークの掲出及び使用開始日(以下「掲出開始日」という。)については、平成26年夏頃を目途とし、具体的な時期は、追って通知することとしていたところですが、先般実施した調査(「表示マークの交付対象施設数等の調査について」(平成25年12月6日消防予第459号))の結果等を踏まえ、表示マークの掲出開始日を下記のとおりとしましたので通知いたします。

各消防本部におかれては、本制度の受付・審査の開始から掲出開始日まで4ヶ月となりますが、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知するようお願いいたします。

### 記

#### 1 掲出開始日

- (1) 平成26年8月1日から表示マークの掲出及び

使用を開始するものとする。

- (2) 消防機関において、申請数等を考慮し、掲出開始日を平成26年8月1日より遅くすることは差し支えないが、その場合であっても、平成26年10月中には実施すること。
- (3) 掲出開始日までに表示マークの交付申請のあった防火対象物については、掲出開始日までに審査を終えるよう努めるとともに、表示基準に適合していると認められる防火対象物において、掲出開始日まで表示マークが掲出及び使用されることのないよう留意すること。

#### 2 防火自主点検済証の経過措置

次長通知により、別途通知することとしていた自主点検報告表示制度における防火自主点検済証の経過措置については、原則として、前回点検を行った日から1年間とする。

ただし、現在、防火自主点検済証を掲出している防火対象物であって、今後、表示マークの交付を受けるものについては、掲出開始日の前日まで防火自主点検済証を掲出することができるものとする。

## ○「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について

〔平成26年2月14日 消防予第42号  
各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各政令指定都市消防長あて 消防庁予防課長〕

平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、「火災予防条例(例)」の一部改正について(平成26年1月31日消防予第20号)により、火災予防上必要な業務に関する計画の提出及び

祭礼、緑日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合の届出について新たに条項を示したところです。

これを受け、「火災予防条例(例)」中に規定する標識

類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号。以下「通知」という。)の一部を下記のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記の事項にご留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

第1 通知中記3の改正について(傍線部分は追加部分)  
記3を次のように改める。

例第42条の3第2項及び例第43条から第46条までの規定に基づく届出は、所定の届出書によつてしなければならないものとする。ただし、例第45条第1号から第5号までの規定に基づく届出は、口頭によつても差し支えないものとする。

第2 通知中記4で示す届出書の様式の改正について  
記4で示す届出書の様式に次の様式を加える。

- 1 火災予防上必要な業務に関する計画提出書(例第42条の3第2項関係)
- 2 露店等の開設届出書(例第45条第6号関係)

様式【略】